

## 「理学療法の科学と研究」投稿規程

2025年4月1日  
編集委員会制定

### 1. 本誌の目的

- 1) 理学療法学および関連する分野の研究を公表し、理学療法学を発展させる。
- 2) 理学療法士の卒後継続教育に資する学術的論文を掲載する。
- 3) 理学療法の発達や発展に関する記録や資料を掲載する。

### 2. 記事の種類

- 1) 研究論文（原著）：新規性および独創性があり、明確な結論を示した論文。
- 2) 症例研究：症例の臨床的問題や治療結果について科学的に研究を行い、考察を行った論文。
- 3) 短報：研究の速報・略報として簡潔に記載された短い研究論文。
- 4) その他：総説、症例報告、実践報告など学術誌編集委員会で掲載が適切と判断された論文および記事。（なお、症例報告とは症例の治療および経過などについて論理的に提示し、考察を行ったもの。実践報告とは、理学療法の研究・教育・臨床等の実践の中で、新たな工夫や介入、結果等について具体的かつ客観的に情報提示し、その内容が有益と判断されたもの。）

### 3. 投稿者の資格

筆頭著者が一般社団法人千葉県理学療法士会会員であることを原則とする。学術誌編集委員会が必要と認めた場合は、会員外の著者に投稿を依頼することができるものとする。著者資格については註1を参照すること。

### 4. 投稿原稿の条件

投稿原稿は、他誌に発表、または投稿中の原稿でないこと。本規程および執筆規程に従って作成すること。論文本文の著者等の個人を特定・推測できる情報（所属機関名、市区町村名、倫理委員会名、倫理委員会承認番号、研究助成金承認番号、謝辞における氏名・所属機関名等）を、黒塗りしてください。図表、その他の書類も同様です。

### 5. 投稿承諾書

著者の論文への責任および著作権譲渡の確認のため、別紙の投稿承諾書に自筆による署名をして投稿の際に添付すること。

### 6. 利益相反

利益相反の可能性がある事項（コンサルタント料、株式所有、寄付金、特許など）がある場合は投稿時に書面で報告すること。なお、利益相反に関しては「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」（註2）を参照し、別紙の利益相反自己申告書に自筆による署名をして（著者全員分）投稿の際に添付すること。

### 7. 著作権とCCライセンス

本誌に掲載された論文の著作権は、一般社団法人千葉県理学療法士会に属する。また、理学療法と科学と研究16巻1号掲載論文からCreative Commons licenseに準拠したOpen Access Journal (CC-BY) としてオンラインにて公開される。

## 8. 研究倫理

ヘルシンキ宣言および厚生労働省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」などの医学研究に関する指針（註 2）に基づき対象者の保護には十分留意し，説明と同意などの倫理的な配慮に関する記述を必ず行うこと。

また，研究にあたり，所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関（千葉県理学療法士会研究倫理委員会倫理審査（[https://chiba-pt.or.jp/pt/study/study\\_top/](https://chiba-pt.or.jp/pt/study/study_top/)など）の承認を得ることを必須とし，倫理審査委員会名および承認番号（または承認年月日）を必ず記載すること。なお，倫理審査委員会より承認の非該当となった場合には，その旨を記載する。

## 9. 原稿の採択

原稿の採否は複数の査読者の意見を参考に学術誌編集委員会において決定する。査読の結果，編集方針に従って原稿の修正を求められることがある。修正を求められた場合は，指定期限内に修正稿を再提出すること。提出期限を超過した場合は新規投稿論文として扱われる。また，必要に応じて学術誌編集委員会の責任において字句の訂正を行うことがある。

## 10. 校正

著者校正は原則として1回とし，大幅な文章および図表の変更は原則として認めない。

## 11. 原稿送付期限

原稿は随時受け付けるものとする。ただし，年度内の雑誌発行に掲載を希望する場合は，原則その年度の10月末日までに送付されたものとする。

## 12. 原稿送付方法および連絡先

1) 原稿提出方法 本学会の運用するオンライン投稿システムから投稿すること。原稿書式など詳細は執筆規程に定める。

2) 問合せ先 一般社団法人 千葉県理学療法士会 学術誌編集委員会

E-mail: [chibazasshi@gmail.com](mailto:chibazasshi@gmail.com)

オンライン投稿システム: <https://www.editorialmanager.com/npt/default2.aspx> 2

## 13. 規定の改廃

本規定の改廃は編集委員会の決議による。その後速やかに理事会に報告するものとする。

註 1： 国際医学雑誌編集者委員会：生物医学雑誌への投稿のための統一規定（[http://www.icmje.org/urm\\_main.html](http://www.icmje.org/urm_main.html)）を参照すること。

註 2： 厚生労働省：研究に関する指針について（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>）を参照すること。

註 3：日本理学療法士学会：研究倫理（<http://jspt.japanpt.or.jp/shinsa/>）を参照すること。